

# 再生可能エネルギー導入促進にむけた 取組について

令和3年7月6日  
**農林水産省**



## 見直しの方針

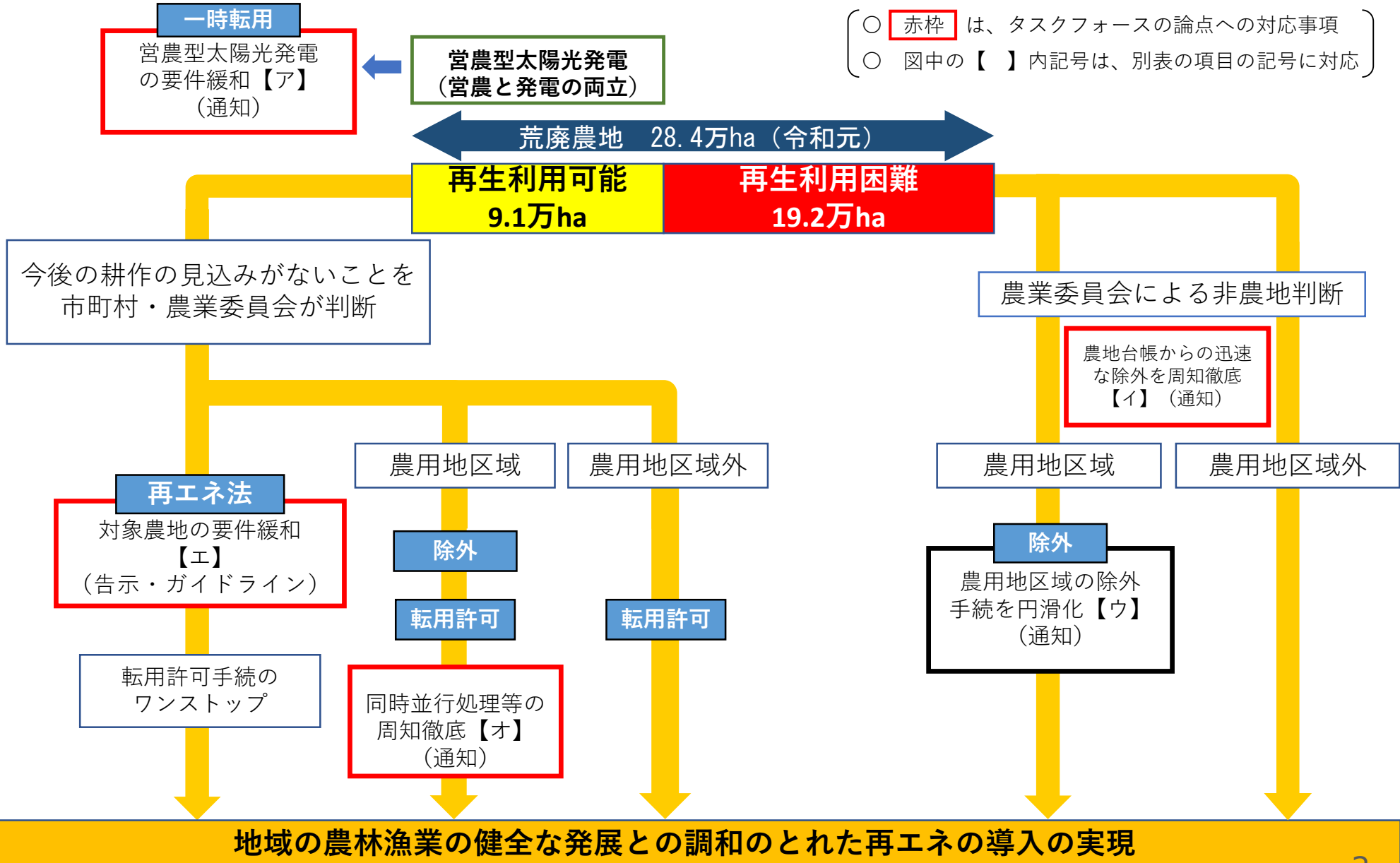
2050年カーボンニュートラルに向けて、農山漁村地域において再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるスタンスに立ち、優良農地を確保しつつ、荒廃農地に再生可能エネルギー設備を設置しやすくするために農地転用規制等を見直す。



## 具体的な見直しの内容

- ① 営農型太陽光発電について、
  - ア 荒廃農地を再生利用する場合は、おおむね8割以上の単収を確保する要件は課さず、農地が適正かつ効率的に利用されているか否かによって判断。（通知）
  - イ 一時転用期間（10年以内）が満了する際、営農に支障が生じていない限り、再許可による期間更新がなされる仕組みであることを周知。（通知）
- ② 再生困難な荒廃農地について、非農地判断の迅速化や農用地区域からの除外の円滑化について助言。（通知）
- ③ 農用地区域からの除外手続、転用許可手続が円滑に行われるよう、同時並行処理等の周知徹底。（通知）
- ④ 農山漁村再エネ法による農地転用の特例の対象となる荒廃農地について、3要件のうち、生産条件が不利、相当期間不耕作の2要件を廃止し、耕作者を確保することができず、耕作の見込みがないことのみで対象となるよう緩和。（告示・通知）
- ⑤ 2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標については、エネルギー基本計画の策定を待って検討。

# 荒廃農地を活用した再エネの導入促進のための規制の見直しについて（概要）



○ **赤枠** は、タスクフォースの論点への対応事項  
○ 図中の【 】内記号は、別表の項目の記号に対応

注：上記のほか、営農型太陽光発電設備について、再許可による期間更新がなされる仕組みであることを周知

## 再エネの導入に係る農地転用規制の課題と対応方針（概要）

	項目	課題	対応方針
ア	営農型太陽光発電 （一時転用の基準）	荒廃農地を活用する場合、許可基準である <b>単収の8割以上の確保が困難</b>	荒廃農地を再生する取組については、 <b>単収8割確保の要件は求めないこととし、発電設備の下部の農地が適正かつ効率的に利用されているか否かによって判断（通知）</b>
		一時転用期間が <b>10年以内</b> であるため、金融機関からの資金調達が困難	発電設備の下部の農地の営農等に支障が生じていない限り、 <b>再許可による期間更新</b> がなされる仕組みである旨を周知（通知）
イ	再生利用困難な荒廃農地の非農地判断	再生利用困難な荒廃農地については、農業委員会における非農地判断が迅速に行われていないため、 <b>自動的に非農地とすべき</b>	農業委員会が利用状況調査において再生利用困難な荒廃農地（非農地）と判断した場合にはその旨を所有者、市町村、法務局等の関係機関に対して通知し、通知を受けた <b>市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申出</b> を行うよう通知を发出
ウ	農用地区域内の非農地の活用	非農地判断されても、農用地区域内である限り、引き続き、 <b>用途・開発に制限</b> があり活用できない	<b>非農地を農用地区域から除外</b> する場合のガイドラインを明確化し、除外手続を円滑化（通知）
エ	再生利用可能な荒廃農地の活用	再エネ法の対象となる「再生利用可能な荒廃農地」の条件が厳しく、活用が進まない 【条件：①生産条件が不利、②相当期間不耕作、③耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みなし】	再生可能な荒廃農地でも「耕作者を確保することができず、 <b>今後耕作の見込みがない</b> 」ことのみで対象にできるように要件緩和（再エネ法の告示・ガイドライン） ⇒モラルハザード防止の措置を併せて検討
オ	事前調整手続	事前調整についても標準処理期間を設ける等手続を <b>迅速化</b> すべき	関係機関の連携による <b>複数手続の同時並行処理</b> の徹底等について周知（通知）

※通知改正等に対応できるものは令和2年度内を目途に措置。

# (参考) 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- 農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域の所得向上等に結びつけていくことが必要。
- 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。

取組の枠組みを構築

**「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」  
(農山漁村再生可能エネルギー法) が平成25年11月に成立。平成26年5月に施行。**

## 【法の趣旨】

農山漁村において**農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進**するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

## 【概要】

### 1. 基本理念

- 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、**地域の関係者の相互の密接な連携の下に**、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならない。
- 地域の**農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びにその周辺の水域の確保**を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

### 2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度

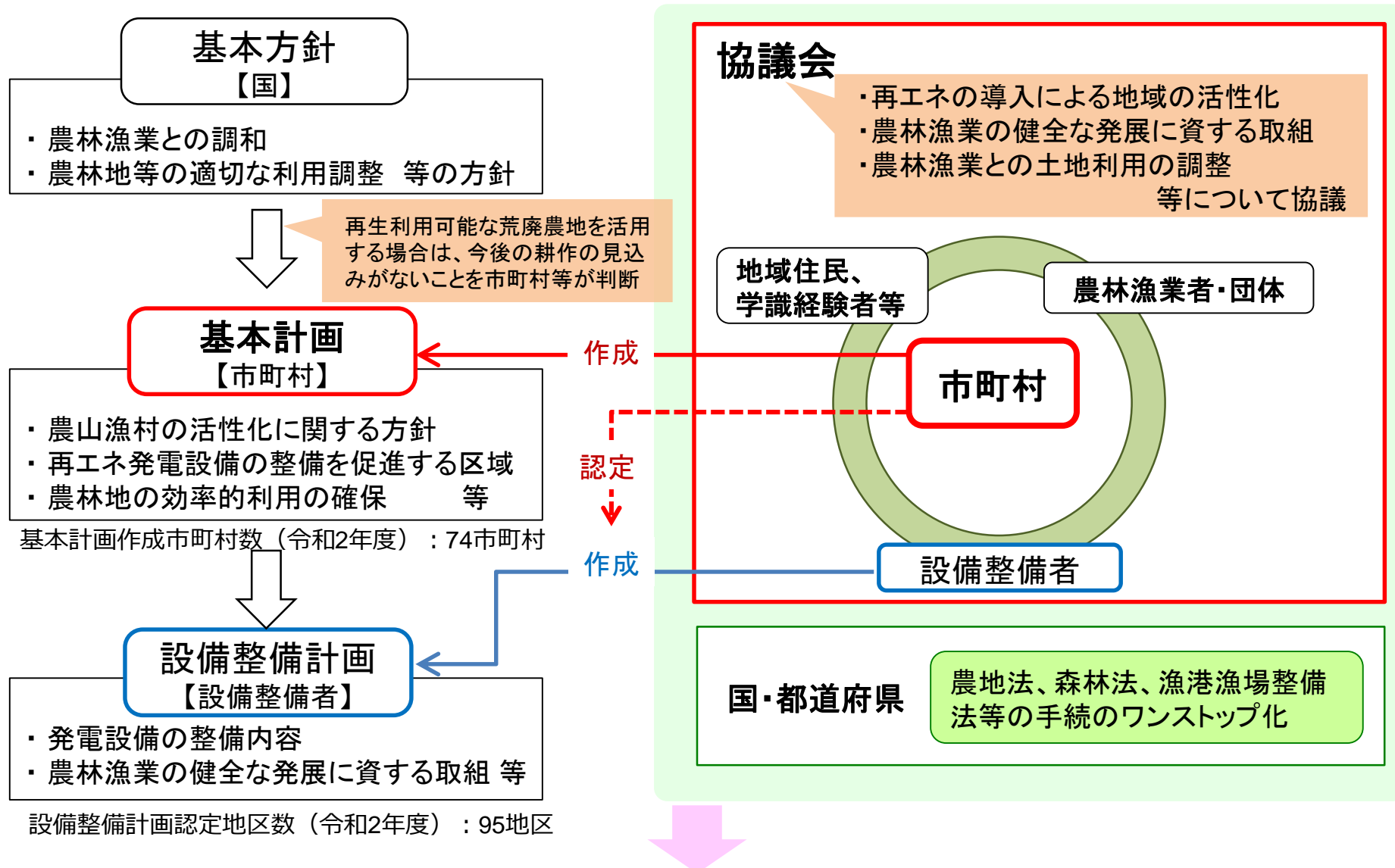
### 3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

関連法の許可または届出の手続きのワンストップ化 等

### 4. その他

- 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

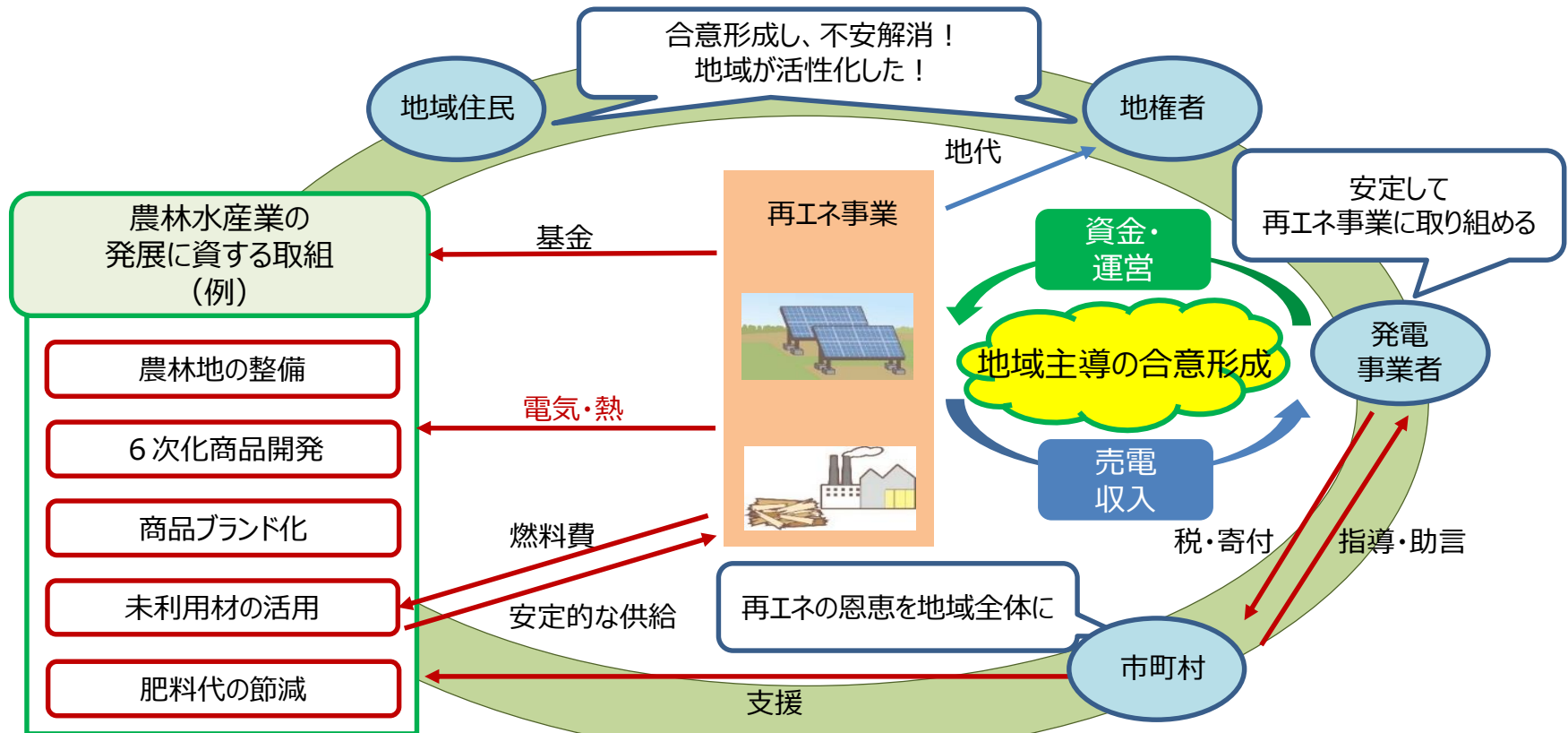
# (参考) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度



農山漁村の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進

# (参考) 農山漁村再生可能エネルギー法の活用メリット

- ① 農地法、森林法等の手続きのワンストップ化
- ② 市町村による所有権移転等促進事業
- ③ 市町村による認定事業者への指導・助言
- ④ 農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた再エネ発電の利益の地域還元
- ⑤ 再生利用困難な荒廃農地等に設定された設備整備区域における第1種農地の転用不許可の例外
- ⑥ 「地域資源バイオマス発電設備」の証明による出力制御ルール上の優遇措置（既設設備も対象）
- ⑦ FITの地域公共案件（第1次保証金及び第2次保証金の免除）
- ⑧ 「廃熱・未利用熱・営農型等の効率的活用による脱炭素化推進事業」(環境省事業、一部農水省連携)における加点評価

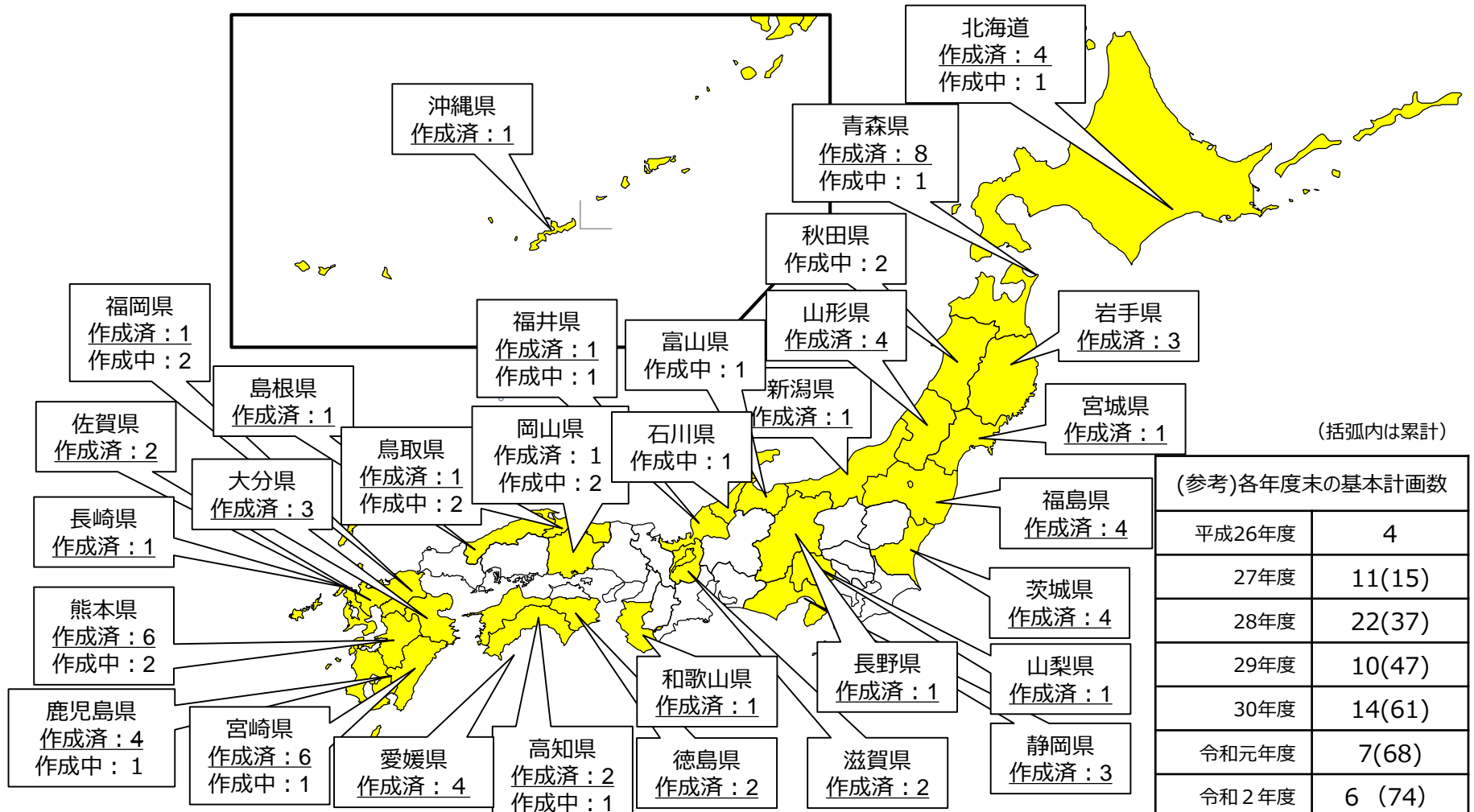


# (参考) 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況：基本計画

(令和3年3月末現在、農林水産省調べ)

(市町村数)

基本計画を作成済	基本計画を作成中
74	18



(参考)各年度末の基本計画数

平成26年度	4
27年度	11(15)
28年度	22(37)
29年度	10(47)
30年度	14(61)
令和元年度	7(68)
令和2年度	6(74)



# (参考) 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況：設備整備計画



(令和3年3月末現在、農林水産省調べ)

## ○ 設備整備計画の認定数の推移（累計）

平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
3	15	38	55	67	80	95

## ○ 設備整備計画の認定と売電の状況

	全体	設備整備計画における電源種の内訳					
		太陽光	風力	水力	バイオマス	うち 木質	うち家畜糞尿
設備計画の認定数	95	30	22	2	42	34	8
発電出力 (kW)	1,231,444	406,717	567,100	2,030	255,597	230,727	24,870
うち 売電開始済み	72	26	11	0	36	28	8
発電出力	734,447	209,860	281,160	0	243,427	218,557	24,870

## ○ 農地転用不許可の例外の活用状況

※ 1つの設備整備計画に2電源種を位置付けているものがあるため、合計は全体と一致しない。

	全体	設備整備計画における電源種の内訳					
		太陽光	風力	水力	バイオマス	うち 木質	うち家畜糞尿
設備計画の認定数	95	30	22	2	42	34	8
うち第1種農地の 転用があるもの	37	20	15	1	2	2	0
第1種農地の転用面積 (ha)	295.7	283	10.9	(40㎡)	1.8	1.8	0

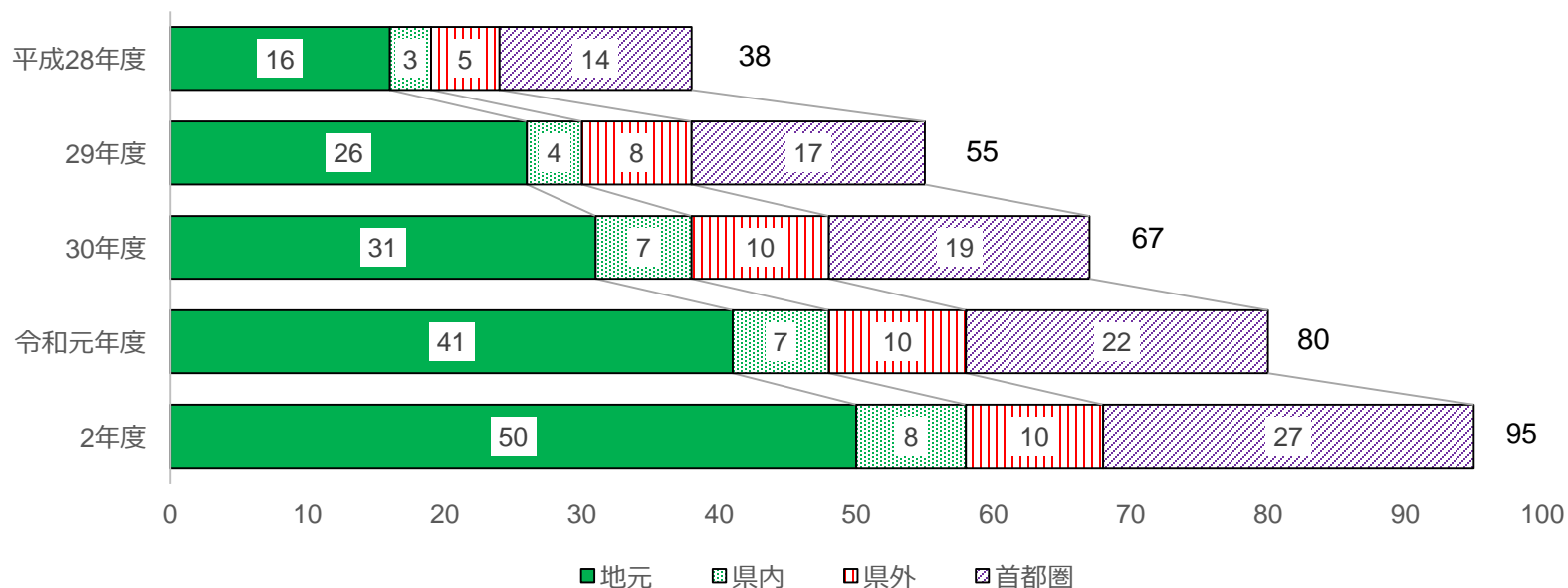
※ 1つの設備整備計画に2電源種を位置付けているものがあるため、合計は全体と一致しない。

# (参考) 農山漁村再生エネ法を活用した発電設備の設置主体



- 農山漁村再生可能エネルギーを活用した再生可能エネルギー設備の設置数は年々増加。
- 設置主体の内訳をみると、地元企業が半数程度、県内企業と合わせると過半数となる一方、県外企業や首都圏企業も一定の割合を占めている状況。

## ○ 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電設備の設置主体（設備整備計画の認定数）



(出典) 農林水産省調べ

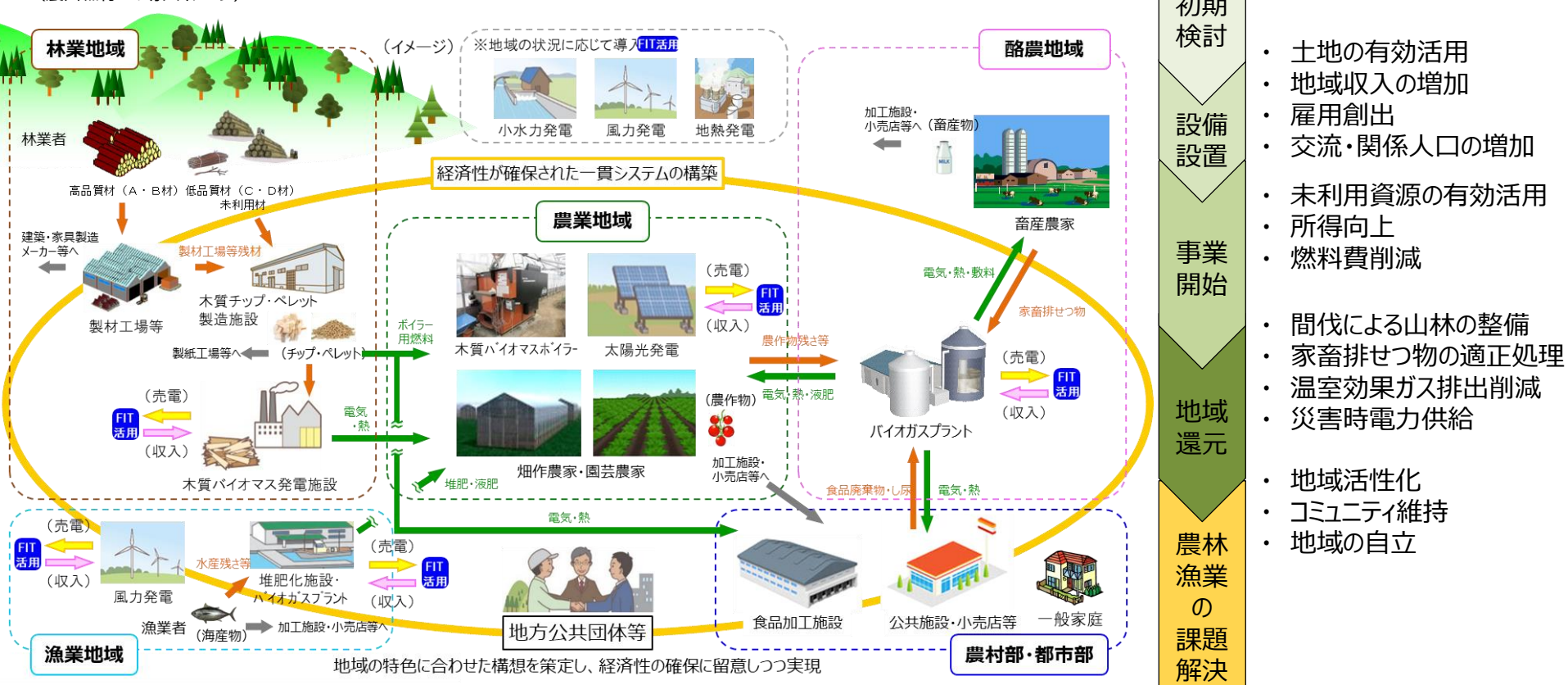
- 注) 地元企業 : 設備を設置する市町村と設置主体の本社所在市町村が一致するもの。  
一部公共団体を含む。
- 県内企業 : 設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致するもの  
(地元企業を除く)。
- 県外企業 : 設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致しないもの  
(地元企業、県内企業、首都圏企業を除く)。
- 首都圏企業 : 設置主体の本社所在地が首都圏のもの(地元企業、県内企業を除く)。

# (参考) 農山漁村における再生可能エネルギー発電の意義・展開 (導入による効果)

- 従来未利用となっていた土地、水、バイオマス等の資源に新たな価値が生まれ有効活用が可能となるほか、発電設備の維持管理や木質バイオマスにおけるチップ加工等、周辺事業に係る雇用が創出されることで地域内での経済循環が生じることなど、経済的メリットが生成。
- また、温室効果ガスの排出削減、災害時の電力供給、地域コミュニティの維持等にも貢献し、地域が主体的に自立を図り、農林漁業の課題解決に活用することが可能。

## ○ 農山漁村における再生可能エネルギー導入による効果

(農山漁村への導入イメージ)



# (参考) 再生可能エネルギーを農林水産業に活用した取組事例



## 経営改善

〔コスト削減  
収益性向上〕

- ・(株) ウェルファムフーズ (ボイラー) (宮城県)



・鶏糞を燃料とするバイオマスボイラーを導入し、温水熱を活用した温風暖房を鶏舎内に配置することで、従来のLPガスによる暖房費を4分の1に低減。

- ・那須野ヶ原土地改良区連合 (栃木県)



・余剰電力を売電し、管内の農業用水路等の維持管理費に充当することで、農家からの賦課金低減 (5,000円/10a→1,988円/10a) に貢献。

- ・遠州木質燃料利用組合 (メロン生産) (静岡県)



・木質ペレットボイラーを活用して加温栽培したメロンを「エコメロン」とし、ワンランク上のメロンと同価格 (3,800円/玉→5,000円/玉) で販売。

## 6次産業化・地域活性化の推進

- ・(株) 大野ファーム (肉用牛) (北海道)



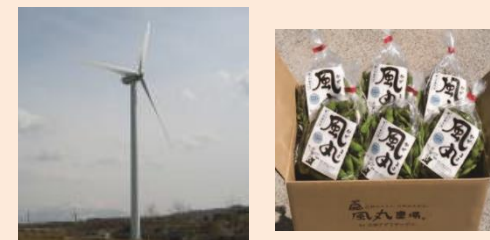
・自社の食肉加工所・パン菓子工房・カフェ (6次産業化) の新設にともなう雇用確保や商品の試作等に売電収益を活用。

- ・石徹白地区地域づくり協議会 (地域活性化団体) (岐阜県)



・休眠していた農産物加工施設に小水力発電による電力を供給し、地元特産品を活用した6次産業化の取組を地元女性グループが実施。

- ・有限会社白神アグリサービス (農業生産法人) (青森県)



・市民風車出資者向けの見学ツアー実施による来町者の増加、地元特産品の商品化及び通信販売の開始による売上増加 (2,000万円以上)。